

広島市告示（東区）第46号

令和8年6月15日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年6月15日から同年6月29日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	東3区46号線	東区中山東一丁目2027番地2 地先から 東区中山東一丁目2027番地7 地先まで	令和8年6月15日